

【陽光苑居宅介護支援センター | 重要事項説明書】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話	047-348-3411 (午前8時30分～午後5時30分まで) 047-348-1866 (同上)
担 当	陽光苑居宅介護支援センター 介護支援専門員

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 陽光苑居宅介護支援センターの概要

(1) 事業所名及び指定事番号

事業所名	陽光苑居宅介護支援センター
所在地	千葉県松戸市旭町二丁目238番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 事業所番号1271200469
サービスを提供する地域	松戸市

(2) 事業所の職員体制

管 理 者	1人(兼務)	業務全般の管理
介護支援専門員	1人以上	ケアプラン作成業務

(3) 営業時間

月 ～ 金	午前8時30分 ～ 午後5時30分
-------	-------------------

※ 緊急連絡電話：047-348-3411

年間の休日	土・日及び12月30日から1月3日
-------	-------------------

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み

- 当法人と事業所に関すること、居宅サービス作成の手順、居宅介護支援の内容に関して大切な説明を行います。
- 施設入所の希望や市独自の保健福祉サービスなど、相談内容が介護保険以外の場合は関係諸機関への紹介を行います。

事業者の選択
当事業所と契約するかどうかをお決めいただけます。

居宅サービス計画などに関する契約締結

……役所へ居宅サービス計画作成依頼届出書の提出を行います

ケアマネジャーがお宅を訪問し、ご利用者及びご家族様との面接により、その有する能力、置かれている環境、解決すべき課題を適切に把握し、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援します

- 利用者様が希望するサービスにおいては、各事業所の特徴や料金が比較できるようパンフレット等を用いて複数提示します。
- 利用者様は介護支援専門員に対して、紹介した事業所の選定理由を求めることができます。
- こちらの一方的な事情で、特定のサービスや自法人の利用を促したり誘導・指示は行いません。
- サービス紹介については、特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように公正中立に行います。各事業ごとの割合については、上位3事業所の割合を6か月ごとにご明示し、文書化して口頭で説明するように努めます。

利用者様がサービス種別やサービス事業者を選択します。

提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します

サービス担当者会議の開催

- 介護支援専門員を中心に、サービス提供事業所の担当者やご利用者様・ご家族様が意見交換を行います
- 利用者様の生活のご意向やサービス利用の際の目標を確認します
- ご本人の意思を尊重し、自らの意思で選択できるよう便宜を図ります
- インターネットを介したテレビ電話等を活用させていただく場合もあります。

利用に当たっては同意を得られた場合に限りです。テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護の扱いには厳重な注意を払った上で行います。

ケアプランの内容を説明し、同意を得ます。その後、ケアプランを利用者様へ交付します。

サービス利用

- 毎月利用者様やご家族と連絡をとり、生活に変化がないかどうか確認を行います。サービス実施状況の把握や満足度の確認を行います。
- 計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業所等とサービス利用の調整を行います。
- 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。
- ご利用者様が病院に入院された時には、受け持ちの介護支援専門員の事業所および氏名を伝えていただきますよう、よろしく願い致します。
- 入院または介護施設などへ入所になられた場合は、先方と連絡を取り必要な情報を提供します。

その他

- ① ご利用者様の要介護認定の更新時期がきましたら、申請を代行します。また、状態の変化や区分変更を希望される場合、必要な時には申請を代行します。
- ② 看取り期においては、本人の意思を尊重した医療・ケアの充実に努めます。
- ③ 介護支援専門員が、退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者様の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、居宅介護支援費基本報酬を算定することがあります。

4. 利用料金

(1) 種類

① 利用料

- ・ 居宅介護支援利用料は、介護保険制度の介護給付費に基づきます。法定代理受領により、当事業所の居宅介護支援に対し介護報酬が支払われる場合、利用者様の自己負担はございません。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、いったん1か月あたりの料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を保険者（市町村）の窓口に出しお支払いいただきますと、全額の払戻しを受けることができます。

② 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

③ 解約料

- ・ 利用者様が、居宅サービス計画について事業者と合意に至る前にこの契約を解約した場合、介護保険制度の介護給付費に基づく利用料金をいただきます。但し、事業者の責めに帰すべき事由により解約した場合は、この限りではありません。
- ・ 利用者様が居宅サービス計画について事業者と合意し、その翌月以降にこの契約を解約した場合、料金は一切かかりません。

(2) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、2週間以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、銀行振込、現金、口座自動引落しの3通りの中からご契約の際にお選びください。

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

- ① お申込み後、当事業所職員がお伺いいたします。
- ② 契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
文書等でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文章で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要支援1・2、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者様やご家族などが、当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。ハラスメント等の著しい迷惑行為があった場合も終了とさせていただくことがあります。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

要介護者である利用者様に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況やおかれている環境に応じて、利用者様自身のサービスの選択により、保健・医療・福祉にわたる居宅サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように努めます。利用者様本位かつ公正中立な居宅介護支援事業を提供いたします。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者様のケアプラン作成の方法につきましては、居宅サービスガイドライン方式等を用います。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申出ください
調査（課題把握）の方法	有	ガイドライン方式 等
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者様のご都合により解約した場合の解約料	有	前記4の(1)③参照

介護保険関連情報の活用し、PDCAサイクルを構築、推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当者 須賀 玲子 電話番号 047-348-3411（直通）
047-348-1866（代表）

松戸市介護保険課給付班 電話番号 047-366-7067

千葉県国保連合会介護保険課苦情対応受付窓口 043-254-7428

8. 虐待防止について

虐待の発生やその再発を防止するため、次のような措置を講じます。

(1) 虐待防止検討委員会を設置します。

(2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する場合があります。

(3) 年2回以上虐待発生の防止に向けた研修を受講します。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策につい

て、速やかに虐待防止対策検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

これらの措置を適切に実施するための専任の担当者 陽光苑居宅介護支援センター
介護支援専門員 須賀玲子

9. 身体拘束について

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

10. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 陽光会
代表者役職・氏名	理事長 恩田 雄一
定款の目的に定めた事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム陽光苑 2 陽光苑デイサービスセンター 3 陽光苑ショートステイサービス 4 陽光苑居宅介護支援センター 5 ケアハウスサンシャイン 6 特別養護老人ホーム東松戸ヒルズ 7 東松戸ヒルズショートステイサービス 8 東松戸ヒルズデイサービスセンター 9 東松戸ヒルズ居宅介護支援センター 10 認知症対応型共同生活介護サンパティオ 11 小規模多機能型居宅介護サンパティオ

利用者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行い、同意を得て交付しました。

説明日 令和 年 月 日

説明者

職名	介護支援専門員	氏名	Ⓜ
----	---------	----	---

事業者

事業者名	社会福祉法人 陽光会
代表者名	理事長 恩田 雄一 Ⓜ
所在地	千葉県松戸市旭町二丁目238番地
事業所名	陽光苑居宅介護支援センター(1271200469)

私は、契約書及び本書面により事業者から重要事項の説明を受け、同意し交付をされました。

令和 年 月 日

利用者

氏名		印
----	--	---

代理人

氏名		印	続柄	
----	--	---	----	--